

神戸市職員措置請求書

第1 請求の趣旨

- 1 神戸市及び神戸市の外郭団体が、港島自治連合協議会・港島ふれあいセンター・港島福祉協力会等（港島関連団体）に対して極めて多額の不明朗な補助金・委託料等を長年にわたって支出していた問題【平成26年度だけでも1億5000万円にもものぼる】が、神戸新聞等の連日の報道により明らかにされてきた。港島関連団体の代表者はいずれも安田登氏であり、同氏を巡っては、港島学園の学校運営に関して不当要求が行われていたことや、港島開発に関連して神戸市の関係部局と同氏との長年のしがらみが問題の背後にあるのではないかとの疑念も出されている。

この問題は神戸市議会でも繰り返し取り上げられ、久元市長は行財政局を中心に、平成27年度及び平成28年度に執行された補助金、委託料等（平成27年度：19事業、平成28年度：19事業 計38事業）について、平成29年3月17日に調査結果報告書を公表した。

極めて短期間に出されたこの調査結果報告書については、市議会・報道機関や市民からも多くの疑問が出され、神戸市による事件の幕引きを図ったものではないかとの指摘もなされている。問題点として以下の諸点が挙げられる。

- ① 港島関連団体に出された補助金・委託料は神戸市会計以外にも、社会福祉協議会やみなと総局にかかわる株式会社OMこうべ関連の支出もあるが全て調査対象から除外している。
- ② 港島関連団体への支出は、長年にわたって継続され、港島関連団体と神戸市の長年にわたるしがらみ等が指摘されているにもかかわらず、平成27年度、平成28年度に限ってのみ調査し、過去にさかのぼって、問題の構造を明らかにしようとはしていない。
- ③ また、当該団体に補助金・委託事業の執行に関して、問い合わせ、資料の提出等求める等の基本的調査を放棄している。その結果、調査は、担当部局から提出された内部資料のみを手続き上瑕疵があるか否かの表面的調査に終始しており、港島関連団体等の関係書類（補助金・委託事業に関わる領収書等、公金の適正な執行を証明する書類）の提出を求めている等、全ての事業において公金の適正な執行の確認が行われていない。
- ④ 調査結果は、全て行政の事務執行上のミスであったとの説明に終始し、

どのような理由により、事務執行上のミスが頻発しているのかについて詳細な原因究明を全く行っていない。

- ⑤ 神戸市は事務執行上の軽微なミスとして報告しているが、数多くの法令違反が継続的に行われている。神戸市の不適正若しくは違法な事務執行という組織的問題には一切触れず、職員や市長の責任について明らかにしていない。
- ⑥ 不十分な調査に対して、再調査・補充調査を求める市民の声に神戸市は全く耳を貸さない姿勢を取り続け、マスコミ等から具体的な問題を突き付けられない限り、自発的に取り組もうとしていない。
- ⑦ 港島関連団体への補助金・委託事業等について表面的な調査を行い、不適正な執行は全て神戸市の事務上のミスであり、不当要求等は一切なかったと神戸市は調査結果を報告した。その結果報告を受け、当該団体の代表である安田 登氏は、自らの潔白が証明されたとして、一切の役職を辞任した。一連の流れは、この問題に対する幕引きを神戸市と港島関連団体は連動して行っていることを示している。

神戸市と港島関連団体を巡る問題は、極めて根が深く、組織的・継続的に不正が行われてきたことを隠ぺいしようとするものであり、看過できないものであるといえる。以下、個別事業について取り上げ、その違法性・不当性を明らかにしていく。

2 港島関連団体に対する違法・不当な補助金・委託事業等について

(1) 港島学校園学校施設開放事業について【教育委員会所管】

(27年度：1,459,000円 28年度：1,464,000円)

ア 市民図書室について

神戸市立学校施設開放事業要綱によれば、以下の事項が規定されている。

(目的)

第2条 開放事業は、社会教育事業の一環として神戸市立学校の施設を学校教育活動に支障のない範囲において、開放することにより、市民の健康増進並びに文化及び教養の向上を図り、学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とすることを目的とする。

(開放施設)

第3条 開放事業に供する施設は、次の施設とする。

- (1) 運動場
- (2) 体育館

- (3) プール
- (4) 図書室
- (5) 教室
- (6) 幼稚園庭

(学校施設開放運営委員会)

第4条 開放校には地域団体の代表等により学校施設開放運営委員会を組織する。

(事業の委託)

第5条 開放事業の管理及び利用調整等、開放事業の企画及び運営について、別表第2に定める単価表に基づいて運営委員会に委託するものとする。

2 運営委員会には、委託業務を実施するために「開放管理者」及び「市民図書室管理者」並びに「開放指導員」を置くことができる。

本件市民図書室は、学校施設ではなく港島自治連合協議会(会長 安田登氏)の拠点施設である港島ふれあいセンター内に置かれていることから、学校施設開放事業の特例扱いとなっているものと思われるが、根拠は不明である。仮に、港島ふれあいセンター内の市民図書室が学校施設開放事業の一環であると認定されているのであれば、神戸市学校施設開放事業要綱が適用される。

【違法支出 ①】

要綱上の市民図書室管理者報酬の上限は411,000円であるが、神戸市立港島学園施設開放委員会委員長 安田登氏の申し出を受け、教育長は要綱を無視し、「港島ふれあいセンターの児童館で働いている職員の時給が千円である」との安田氏の意見を参考にし、市民図書室の管理者報酬を要綱の基準のほぼ2倍の900,000円とすることを決裁した。このことは、決裁権限を逸脱した明らかな違法行為である。また、当該市民図書室の蔵書数・貸出数も他の市民図書室と比較しても多いとは言えないことから、『市民図書室管理者報酬』を要綱の2倍とすることの合理的根拠はなく、当該決済を正当化することはできない。

【違法支出 ②】

市民図書室の利用計画書において、運営費及び図書購入費は、貸出者の実績数に基づけば、各々年間30,000円及び120,000円と算定されなければならないが、年間貸出者の区分を誤って算定したことから、各々年間36,000円及び150,000円が支出されていたと、「港島学園施設開放事業の補助金等に関する調査報告書」で報告されている。要綱に

定めている金額に対して、運営費で年間6,000円、図書購入費で30,000円が違法に支出されている。これらの違法支出が見逃されている背景として、市民図書室利用計画の実績報告や履行確認が正しく行われていない実態があり、支出全体の正当性に問題がある。

イ 学校施設開放事業（運動場・体育館）について

「港島学校園施設開放事業の補助金等に関する調査報告書」において、神戸市教育委員会は、以下の結果を報告している。

【1】平成23年度から26年度の委託事業について

【違法支出 ③】

① 委託契約書の仕様書には、休日運動場、夜間運動場及び休日体育館の開放が記載されている。

（神戸市学校施設開放事業要綱 第6条に規定されている開放施設は、休日運動場、休日体育館、夜間体育館、教室である。従って、委託契約書の仕様書に夜間運動場が記載されているのは、要綱違反である。）

② 休日運動場及び夜間運動場の利用が確認できなかった。

（委託契約の仕様書に記載されている事業が開催されていない、若しくは利用の確認ができなかったのは「半期ごとに提出すべき利用状況報告書や、当該年度の事業終了後に提出すべき実施報告書兼補助金精算書が提出されておらず、実施結果及び補助金の執行状況が確認されていなかった。」ことが原因である。補助金規則及び要綱の規定に基づき、適正な方法・時期に必要な資料の提出がなされず、履行確認も必要な精算も行われていない支出は全て違法な支出である。）

③ 仕様書に記載のない夜間体育館の利用が確認できた。（委託契約の仕様書に記載のない開放事業は全て違法な支出である。）

【2】平成27年度の補助事業について

【違法支出 ④】

① 利用計画書には、休日運動場、夜間運動場、休日体育館及び夜間体育館が記載されている。（利用計画書に夜間運動場が記載されているのは、要綱違反である。）

② 実際の利用状況では休日運動場及び夜間運動場の利用が確認できなかった。（利用状況報告書、実施報告書兼補助金精算書が提出されず、履行確認ができない支出は全て違法な支出である。）

【3】幼稚園園庭開放事業について

【違法支出 ⑤】

神戸市立幼稚園園庭開放事業（幼児のひろば）要綱によれば、以下の事項が規定されている。

(目的)

第2条 園庭開放は、社会教育事業の一環として、神戸市立幼稚園の園庭を幼稚園教育活動に支障のない範囲において開放することにより、安全な遊び場を確保し、幼児の健全育成と地域コミュニティの形成及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(施設)

第3条 園庭開放を実施する幼稚園は、教育長が定める。

(幼児のひろば運営委員会)

第4条 開放の企画及び運営等については、在園児の保護者及び地域団体の代表者等で組織する幼児のひろば運営委員会に委託し、提出される利用計画に基づき、別表第2により委託料を支払うものとする。

幼稚園園庭開放事業については、安全確保の観点から委託事業とされているところ、港島学園では、同一の団体（学校施設開放運営委員会）が学校施設開放事業と幼稚園園庭開放事業を一体的に行なうとの理由から、幼稚園園庭開放事業要綱に基づく委託事業とせず、教育長決裁により補助事業として実施されていた。

神戸市教育委員会が取りまとめた「港島学校園施設開放事業の補助金等に関する調査結果報告書」では、【補助事業と委託事業では事業の責任主体が異なるため、本来厳密に分けて適用すべきものである】と指摘されている。学校施設開放事業における事業の運営主体は「学校施設開放運営委員会」であり、幼稚園園庭開放事業の運営主体は「幼児のひろば運営委員会」であることから、「学校施設開放運営委員会」が「幼児のひろば運営委員会」を兼務することは、「神戸市立学校施設開放事業要綱」と「神戸市立幼稚園園庭開放事業（幼児のひろば）要綱」がそれぞれ別々に規定されていることを無視するものである。「学校施設開放運営委員会」の委員長が安田登氏であることから、地域の自主事業として学校施設開放事業及び幼稚園園庭開放事業が一体として運営されているとの認識を教育長が有し、要綱の違いや趣旨を無視し、決裁で委託事業を補助事業として実施することは、明らかな違法行為である。

また、幼稚園園庭開放事業で【園庭開放 指導員日当】として1回につき、1,600円、年間(限度額)240,000円が規定されているが、指導員に日当が支払われていなかった。幼稚園園庭開放事業の委託料予算を計上するときは、指導員日当を含めて計算している。しかし、実際の運用では「学校施設開放運営委員会」の判断で、指導員はボランティアとして活動させるという実態は、極めて不鮮明である。予算上、指導員日当として計上されていた公金が使用されず、その使途が明らかではないという状況

は、公金の支出の透明性が確保されていないことを示している。市民オンブズマン兵庫は、これらの事実を指摘し、教育委員会に事業を実施したとされる学校施設開放運営委員会に事業の履行確認と利用状況報告書、実施報告書兼補助金清算書、収支計算書、領収書等の開示を求めているが、当該団体及び教育委員会から一切の開示がなされていないことから、当該事業に係る支出は全て違法であると判断せざるをえない。

以上のことから、港島学校園学校施設開放事業【教育委員会分】の支出(27年度：1,459,000円 28年度：1,464,000円)及び平成23年度から平成26年度の委託事業の支出は【違法支出 ①～⑤】に該当することから、全て違法な支出であり、神戸市教育委員会は港島学校園施設開放運営委員会等に対して、返還を請求すべきである。

(2) 港島児童館指定管理料について【こども家庭局所管】

(27年度：19,636,300円、28年度：27,189,300円)

ア 指定管理料の決定について

【違法支出 ⑥】

神戸市は、指定管理者制度については「公の施設の指定管理者制度運用指針」及び「公の施設の指定管理者制度 マニュアル」を策定し、市立児童館の指定管理については、こども家庭局で作成している「児童館の管理に関する協定書別表(第5条関係)」の単価を共通基準として、各児童館の実情を踏まえた上で、指定管理料を決定している。

- ① 港島児童館(館長 安田登氏)の指定管理料について、市共通の加算表を適用せず大幅に増額していることが判明した。
- ② 平成27年度当初、利用者が73人だった港島児童館の指定管理料は、「71人～105人」の児童館に適用される単価を基に、指定管理料は1819万円と設定されていた。
- ③ こども家庭局は平成27年12月1日に、児童数の増加(90名程度)による体制強化を理由に、館長と協議の結果、指導員(正)1名新規雇用分3,900,000円と職員処遇改善費名目で(440,000円)の合計4,340,000円のうち、12月以降4か月分に相当する1,447,000円を加算した形で指定管理料を改定した。(改定後金額19,636,300円)
- ④ しかし、児童数の増加(90名程度)は「児童館の管理に関する協定書別表(第5条関係)」の単価基準では、「71人～105人」の単価が適用され、指導員の増加(管理料の増額)は認められない。共通

の加算表では、利用者が106人以上でなければ管理料を増額できないが、こども家庭局は共通の加算表を適用しない理由として、「利用者が増えて主任級の指導員を置く市の予算が付いたこと、国の『利用者81人以上に指導員6人』という基準を踏まえて算出した」と説明している。

- ⑤ また、平成28年度においても、指導員（副）1名新規採用2,900,000円と放課後児童支援員3名分4,200,000円、職員処遇改善費1,900,000円の合計9,000,000円を平成27年度当初の指定管理料（18,189,300円）に加算した形で指定管理料を改定した。（改定後金額27,189,300円）
- ⑥ ところが、このような破格の対応は、神戸市内にある約90の児童館には適用されておらず、港島児童館のみであった。公金支出の公平性及び透明性の観点から作成されている共通基準をこども家庭局と港島児童館の館長との協議で指定管理料の適用を廃止し、指定管理料を大幅増額することは明らかな法令違反である。

イ 港島児童館の管理の実態について

【違法支出 ⑦】

港島児童館では、「児童館の管理に関する協定書別表（第5条関係）」の単価表を逸脱した形で、協定書を策定し、体制強化の名目で新規雇用指導員1名分及び職員処遇改善費名目で1,447,000円が加算された形で平成27年12月1日に協定書が改定された。

- ① しかし、実際には平成27年度末までに加算した指導員の確保はできていなかった。「公の施設の指定管理者制度運用指針」でも、「施設の適正な管理運営を図るため、利用者満足度調査や定時あるいは必要に応じて求める事業報告書等により、指定管理者が行う管理運営の実態を把握する」ことが定められている。こども家庭局は港島児童館の管理運営に関する事業報告書や収支決算書等により、加算した新規雇用者が確保できていなかった事実を把握しているし、把握していなければならなかった。
- ② また、港島児童館の館長（安田登氏）は年間931,500円の報酬を受けており、港島児童館の管理運営に責任がある。児童数の増加（90名程度）による体制強化を理由に、協議の結果、指導員（正）1名新規雇用分3,900,000円と職員処遇改善費名目で（440,000円）の合計4,340,000円のうち、12月以降4か月分に相当する1,447,000円を加算した形で指定管理料を改定したのであるから、指導員の確保を行う責務がある。12月1日以降4カ

月の期間があるにもかかわらず、指導員が確保できなかったのであれば、こども家庭局にその事実を報告し、未執行の指導員報酬は精算し返還しなければならない。

- ③ 会計年度独立の原則は、「公の施設の指定管理者制度」にも適用されている。児童館の指定管理について、毎年度収支決算報告及び事業報告を求めるのは会計年度独立の原則によるものである。港島児童館指定管理料に関する行財政局の調査報告では、「指定管理料については、残余が生じた場合次年度以降に繰り越し、積み立てすることも認められている。今回港島児童館に加算された人件費の内未使用分については、会計上『市からの預かり金』として区分されている。」と説明しているが明らかに誤っている。平成27年度に加算分人件費として計上されたが執行できなかった人件費は、平成27年度の会計で精算し、返還されなければならない。平成27年度の会計として計上されていた金額が翌年度の港島児童館の会計上「市からの預かり金」として処理されることは、会計年度独立の原則違反であり、明らかな違法行為である。
- ④ 未執行の指定管理料が、港島児童館の預金口座に残されていることについて、こども家庭局は「増額に際して、児童館館長と『指導員が確保できなければその分のお金は返す』と約束した」とする。しかし、口頭での約束といい、指定管理協定書では管理料を増額したが、返還についての記載はなかった。こども家庭局の港島児童館の管理運営についての杜撰な指導の結果、市民の貴重な税金が港島児童館の預金口座に有効活用されることなく残っている事態は、港島児童館による指定管理料の詐取（公金横領）の疑いがあるとも考えられる。
- ⑤ 行財政局の調査報告書では「平成28年度でも、放課後児童支援員3名雇用予定のところ、最終的に1名しか新規雇用されなかった。未実施分について返還する旨の申し出が提出されている。」との説明がなされているが、27年度分については、港島児童館の指定管理料の特例的な増額が新聞報道等で報道された後、平成29年3月21日付で1,147,000円が未執行分の指定管理料として返還された。このことは、港島児童館で、指定管理料の基準単価を無視する形で、指導員(正)1名新規雇用するとの協定書の変更が、結局実行されず、「市からの預り金」としてプールされていたお金が事後的に返還されたことを意味している。また、平成28年度分についても放課後児童支援員3名雇用のところ、1名の新規雇用しかできず、

平成29年3月31日付で7,153,500円が未執行分として精算され返金された。新聞報道等で、今回の不祥事が明らかになったことから事後対応として、計8,300,500円が返還されたが、報道がなければ、830万円もの公金が港島児童館の口座にプールされる状態が継続していたものと思われる。

ウ 指定管理者の変更について

【違法支出 ⑧】

指定管理者の申請にあたっては、申請者は

1. 事業計画書
2. 団体の概要がわかるもの（定款・寄付行為・謄本・これらに相当する書類）
3. 法人の財務状況に関する書類
4. その他市長が必要と認める書類

を提出しなければならない。

これらの資料は、指定管理業務を適正に遂行できる団体であるかどうかを判断する際の根拠資料となるものである。提出された資料等をもとに各局の選定評価委員会に置いて指定管理者が選定され、議会の議決を経て指定管理者の指定がなされる。

従って、指定管理者に変更があった時には、同様の申請書類が提出され、選定過程を経て、議会で承認される必要がある。

港島児童館の平成26年度の指定管理者は港島ふれあいセンター管理委員会であったが、平成27年度、28年度は港島福祉協力会に変更されている。両団体の代表は安田 登氏であるが、その構成員、団体の性質等も変更されている。

指定管理者の変更に係る手続きは全くなされず、団体名の変更で済まされていることは、「公の施設の指定管理者制度運用指針」を逸脱した運用であり、指定管理者の選定そのものが違法である。

以上のことから、港島児童館指定管理料について、こども家庭局で作成している「児童館の管理に関する協定書別表(第5条関係)」の共通基準単価表を逸脱し、大幅に増額した指定管理料協定書は違法であり、体制強化を名目にした指導員等の加算、増員に係る支出は、増員が確保できていないことから、また、指定管理に係る手続きが踏まれていないことから港島児童館指定管理料に係る支出は全て違法な支出である。

(3) 高齢者見守り事業について

神戸市健康福祉局は、平成27年度に港島自治連合協議会の要望もあり、港島地区の住民ら約30人に高齢者らの見守り活動に取り組むための「港島高齢者対策委員会委員」を委嘱し、取りまとめを港島自治連合協議会の会長が代表を務める「港島福祉協力会」にゆだねている。

【違法支出 ⑨】

- ① 保健福祉局は補助金として、平成26年度に482万円、27年度に490万円の計972万円を中央区社会福祉協議会に支出。中央区社会福祉協議会から「港島福祉協力会」に同額が委託金や助成金として支払われ、事務員の人件費や活動費に充てられていた。
- ② 平成27年8月以降、事務員が欠員となったが、その後補充もないまま、人件費は精算されず、保健福祉局も中央区社会福祉協議会も補助金の返還を求めなかった。事業報告の提出や収支報告書が提出されていれば、事務員が欠員であることは保健福祉局も中央区社会福祉協議会も確認できていたはずである。補助金を地域団体に出しっぱなしで履行確認を行っていないことから生じた違法行為である点では、港島児童館の事例と同様である。
- ③ 中央区社会福祉協議会は欠員を知らず、精算を求めなかったことについて、中央区社会福祉協議会は「補充されたときの出費に備えた」と説明している。しかし、港島児童館の指導員の未補充の件でも述べたように、保健福祉局の補助金も会計年度独立の原則が貫かれていることから、平成27年度末までに港島児童館の指導員の未補充は、未執行の人件費として精算されなければならない。平成27年度に未執行であった人件費を、平成28年度に補充された際の出費に備え、「港島福祉協力会」の会計に残留させることは、会計年度独立の原則に反する違法な行為である。
- ④ 中央区社会福祉協議会は、平成28年度も事務員が欠員であることを知らず保健福祉局に490万円を申請し、保健福祉局は申請どおり、490万円を支出していた。補助金を支出した保健福祉局は平成27年度に事務員の欠員があることも、平成28年度も事務員の補充がないことも把握せず、補助金を執行したことの責任が問われなければならない。また、中央区社会福祉協議会は、平成27年度8月以降、事務員が欠員状態であることを知らず、返還をもとめず、次年度(平成28年度)に補充されたときの出費に備えたといいながら、平成28年度もまた新たな人件費を計上した予算をたて、保健福祉局

に補助金を申請したことは2重の違法行為である。

- ⑤ 神戸新聞の情報公開がなされた平成29年1月以降、「港島福祉協力会」が「不要額」などとして、467万円を中央区社会福祉協議会に返金し、中央区社会福祉協議会が保健福祉局に返還した。このことに関して久元市長は、平成29年1月の情報公開以前から、返金の相談があったので、情報公開を受けて、慌てて返還したのではないと主張しているが、会計上の法令解釈を誤った主張である。本来、平成27年度末（平成28年3月末）までに精算しておかねばならなかった人件費を1年近く経過した時点で、返金の相談を行うこと自体が違法な行為であることは明らかである。
- ⑥ 平成28年度分は、中央区社会福祉協議会が「事務員の補充もなく、『港島福祉協力』からの申請もない」として交付を見送っており、未執行のまま市に返還する見込み」と説明しているが、事務員の欠員を知らながら、また、平成27年度の事務員の未執行残を違法ではあるが、「港島福祉協力会」の口座に残したまま、新たに事務員の人件費等として保健福祉局に申請する行為は、人件費の2重計上ないし、架空請求であり、いずれにしても違法な行為である。
- ⑦ 「港島福祉協力会」からすれば、港島児童館指定管理料においても未執行額を精算せず、口座に残留させ、高齢者見守り事業においても未執行額を口座に残留させていたことになる。今回の様に、港島関連団体に対する不正な補助金等の支出問題が表面化されなければ、港島関連団体が、自由に使用できるお金として多額の税金がプールされていたことになり、神戸市及び中央区社会福祉協議会の責任は免れないと言わねばならない。

以上のことから、高齢者見守り事業における補助金の支出は全て違法であり、補助金の支出、執行に関わった神戸市保健福祉局、中央区社会福祉協議会、港島福祉協力会は不正な公金支出に関わった者として、連帯して責任を負わなければならない。

(4) 港島ふれあいセンター管理業務について

港島ふれあいセンターは延床面積約1600㎡の3階建てで、2001年に神戸市が建設した。1階は地域福祉センター、2階が児童館、3階は206人収容のホールとなっている。管理運営は安田登氏が代表を務める「港島福祉協力会」（構成員、会長1名、民生委員5名、他2名）に委託されている。

【不当支出 ①】

- ① 神戸市の各部局（みなと総局、こども家庭局、保健福祉局、市民参画推進局、中央区等）が港島ふれあいセンターに支出している管理運営費・補助金等は、以下の通りである。

（平成28年度）

1階：地域福祉センター管理料	1,334,400円
2階：港島児童館指定管理料	27,189,300円
3階：ホール及び各階共用部分管理費	32,766,626円
総合計	61,290,326円

（平成27年度）

1階：地域福祉センター管理料	1,334,400円
2階：港島児童館指定管理料	19,636,300円
3階：ホール及び各階共用部分管理費	34,552,604円
総合計	55,523,304円

- ② ホールと共用部分（玄関・事務室・階段）の管理委託は、いったん神戸市の第三セクターである（株）OM こうべに支出され、光熱水費の負担や大規模な設備管理、清掃などは同社が担っている。それ以外の日常点検・管理業務は港島福祉協力会に委託されている。常勤職員5人の人件費として約2000万円が支出されている。
- ③ 同館を所管するみなと総局は「ホールを含むセンター共用部分の管理に、常勤職員5人の配置が必要だとして管理費の総額を算出した。港島福祉協力会には地域コミュニティーの支援にも取り組んでもらっており、必要な支出額だ」と説明している。ホールの管理委託費は、1286万円で、業務内容はホールの利用促進や予約・解約の受付、鍵の受け渡し、使用料の収受などであり、ホールは主に地域住民が利用しており、27年度の利用は約70件であった。
- ④ しかし、管理業務のほとんどの部分は（株）OM こうべが担っていること、ホールの稼働率が極めて低い状況であることや共用部分の面積も狭いことから、5人の常勤職員の配置が必要との説明は問題があると思われる。業務内容、業務量から1名当たり年間400万円（月額33万円）の支出が正当化されるとは思われない。みなと総局は市内4会館施設の管理運営費を支出しているが、管理運営費の最高額は灘区の鶴甲会館の約1700万円である。港島ふれあいセンターの管理運営費は、児童館と地域福祉センター分を除いて、平成28年度で3277万円、平成27年度で3455万円となっており、鶴甲会館の2倍にもなる管理運営費の支出は、港島福祉協力会に対する異例の

厚遇であり、不当な支出であるといえる。市民オンブズマン兵庫が、3月末に現地確認した際も、午後3時過ぎであったが、利用者はほとんどなく、1階から3階まで確認したが、職員として確認できたのは2名のみであった。

以上のことから、港島ふれあいセンター（児童館、地域福祉センターを含む）に対して、神戸市の5つの部局が平成28年度で6129万円、平成27年度で5552万円もの支出を行っていることは、市内の他の市立会館に対する管理運営費の支出との公平性・平等性がなく、港島福祉協力会に対して、5人の常勤職員を配置した管理運営委託は不当な公金支出に当たり、返還を免れないものである。

(5) 地域音楽祭等について

港島自治連合協議会（会長 安田登氏）主催の音楽祭が、ポートピアホテルホールを貸し切り、毎年開催されている。中央区がポートピアホテルに支出した金額は、

平成27年度

第25回港島たそがれコンサート・第4回港島学園音楽祭

1,672,434円

平成28年度

第26回港島たそがれコンサート・第5回港島学園音楽祭

1,783,234円

計

3,455,668円

となっている。

これらの支出は以下の点で、違法な支出である。

【違法支出 ⑩】

- ① 中央区は、港島自治連合協議会から、後援名義の使用と会場使用料、出演者調整等の開催経費の一部負担に関する依頼を受け、後援会名義の使用と経費負担について依頼通り承認する旨の回答を行なっている。
- ② その後、中央区からイベント会場の事業者（ポートピアホテル）に対して会場・施設使用料及びリハーサル等費用一式を発注し、その経費を中央区の区政費として事業者を支払っていた。
- ③ 主催者が港島自治連合協議会であるにも拘わらず、中央区の区政費として直接事業者を支払うことは、他の自治会等に対しては行なわれておらず、港島自治連合協議会に対してのみの特例扱いである。実施主体が港島自治連合協議会であるにもかかわらず、中央区の事業とし

て公金を支出することは、公金支出の公平性、透明性から違法な支出である。

- ④ 自治会主催の音楽会等が開催されるとしても、通常は地域の自治会館等で行なわれる。港島たそがれコンサートは港島学園音楽祭等と共同開催されることから、2000名規模になり、会場として使用できる施設としてポートピアホテルしかないというのが神戸市の説明である。

しかし、港島ふれあいセンターには206人収容のホールがあり、地域の音楽祭等の開催ができる施設となっている。また、港島学園には、学校行事に利用できる講堂・体育館等があり、音楽祭等を開催することができる。また、港島地区には多くの大学等が集積しており、大学施設等を利用することも可能である。それにも拘わらず、公共施設等を利用せず高額な会場使用料がかかるホテルで開催することの合理的根拠はないし、「最少の経費で最大の効果をあげなければならない」とする地方自治法の原則にも反した違法な支出である。

- ⑤ これらの支出が、港島自治連合協議会を不当に厚遇したものであることは明らかである。また、中央区役所が、港島自治連合協議会主催の音楽会等に、区費を支出する条例・要綱等法的根拠はなく中央区長の決裁で行なわれていることにも問題がある。神戸市長をはじめ神戸市の幹部職員がコンサートホールに一堂に会し、お花やお祝い、広告費等の名目で、毎年何十万円もの公金が支出されている事も問題である。

- ⑥ さらに、平成27年10月に開催された「第25回港島たそがれコンサート・第4回港島学園音楽祭」をめぐる、安田登氏と港島学園側で内容や進め方について意見の違いがあったことが、関係者からの証言で明らかとなっている。安田登氏は港島学園側の管理職に一連の経緯を書面で残すよう要請し、押印を求めたという。学園側はいったん了承したが、最終的に押印を拒否したところ、安田登氏は立腹し、「頭をかち割る」「ぶっ殺してやる」など脅した上、港島学園長の胸や頭を手で押すなどしたという。神戸市教育委員会は、安田登氏の言動や行為について、神戸市のコンプライアンス条例に基づく不当要求と判断し、平成28年12月、安田登氏による港島学園と港島幼稚園への立ち入り禁止することなどを決定し、教育長名で安田登氏に文書を送付した。

以上のことから、中央区役所による港島自治連合会主催の音楽会に

対する、平成27年度、平成28年度の支出は手続き上も内容面でも公金の支出としての正当性を担保できない支出であり、不当な要求に屈した違法な支出であることは明らかである。

(6) 港島ミニマラソンについて

神戸市は2011年11月20日に第1回「神戸マラソン」を開催し、2017年度で7回目を迎える。主催は兵庫県/神戸市/兵庫県教育委員会/神戸市教育委員会等であり、企画運営は「神戸マラソン実行委員会」が行っている。参加者約2万人、ボランティア約6000人の神戸マラソンと同時開催でゴールがある港島地区の地域行事として港島ミニマラソン（1周1.6km、2周3.2km）が参加人員1000名規模、地域警備・応援参加700名規模で行われている。

神戸マラソン・港島ミニマラソン実行委員会（会長 港島自治連合協議会 会長 安田登氏）が企画立案・運営を行っている。この神戸マラソン・港島ミニマラソンに対して、神戸市より700万円近い補助金が支出されているが、以下のような問題がある。

【違法支出 ①】

- ① 神戸マラソン本体は、多くのボランティアの参加によって運営されているが、港島ミニマラソンに対しては、ゴール地点での賑わい創出という名目で、平成27年度には、警備費3,465,000円（一人5,000円×693人）、弁当代900,900円（単価900円×1001人）等の名目で4,365,900円の補助金が安全対策費として支出されている。その他に協議運営費として2,678,700円が支出されている。
- ② 地元がゴール地点ということから、地域・港島学園・近隣大学からもボランティアが参集し、平成27年度は大応援団が結成され、子どもや大学生を入れて総勢2000人規模の応援団になったとの報告もある。賑わいの創出という点では、2000人もの応援団が要れば十分である。それにも関わらず、400万以上の公金を安全対策費との名目で支出することの合理的根拠は存在しない。
- ③ 「神戸マラソン」本体では、無償ボランティアで運営されているが、ゴール周辺の賑わいづくりという名目で支出される400万もの公金が、誰に渡ったのか渡っていないのかの確認が取れていない。「神戸マラソン実行委員会」及び「公益財団法人神戸スポーツ教育協会」は分担金をそれぞれ300万円及び400万円と神戸マラソン・港島ミニマラソン実行委員会に支出しているが、履行状況を確認するための収支報告書・領収書等提出を求めず、いわば渡しっきりの状態が続いている。

以上のことから、神戸マラソン・港島ミニマラソンに対して支出された公金は、正当性・公平性・透明性の確保がなされず、公金支出の最終的な履行確認が不可能な状況が続いていることから、違法な支出である。

(7) 健康ジム（港島けんこうクラブ）について

神戸市港総局所管の第三セクター「(株) OM こうべ」が、平成28年8月、港総局の事業要請で、ポートアイランドの民間ビルに健康ジム（港島けんこうクラブ）を開設し、賃料や地域団体への運営委託費として、年間7000万円超を負担していることが明らかとなっている。

【不当支出 ②】

- ① (株) OM こうべは、平成24年10月1日に株式会社神戸ニュータウン開発が財団法人神戸市開発管理事業団（昭和52年8月2日設立）から事業を譲り受ける形で経営統合し、平成25年10月1日に海上アクセス株式会社を吸収合併し、今日に至っている。出資金141億で、神戸市払込額140億円、出資比率99.5%の神戸市の外郭団体である。
- ② 健康ジム（港島けんこうクラブ）は、(株) OM こうべの自主事業であり、「収益を見込まない公益事業」であるとの位置づけである。神戸市みなと総局の勧めもあり、より住民に喜ばれる新築ビルの1階約450㎡を賃貸して開設した。同社は、平成27年度、ビル床の賃料や機器のリース代、備品購入費などに約5600万円を負担した。事務の運営管理を地域団体「港島けんこうクラブ」（会長 安田登氏）に委託し、運営管理費として1600万円を支出している。平成28年度も(株) OM こうべは、約7700万円を負担し、うち2100万円を「港島けんこうクラブ」に支出している。
- ③ 港島地域にのみ、神戸市みなと総局と(株) OM こうべの自主事業として2年間で1億4900万円もの資金が投入される経緯、正当性も明らかではない。神戸市には、同種の施設として保健福祉局所管の神戸市健康づくりセンター（兵庫区）、神戸市教育委員会が所管する東灘体育館（東灘区）などの体育施設があるが、いずれも公共施設であり、市民に開かれた施設である。しかし、「港島けんこうクラブ」は、ポートアイランド内居住者の月額料金は、75歳以上＝1,000円、65歳～74歳＝3,000円、65歳未満＝5,000円であるが、ポートアイランド以外の居住者は10,000円となっている。港島地区のみ

優遇される施設に対する巨額の支出金の妥当性が問題となる。

- ④ 「港島けんこうクラブ」(会長 安田登氏) に対する運営委託費(平成27年度1600万円、平成28年度2100万円)の支出の透明性も明らかではない。神戸市の外郭団体の事業ではあるが、神戸市が深く関わっていることから、事業の妥当性、公平性、運営の透明性について説明する責任がある。
- ⑤ (株)OMこうべには固有職員51名以外に、神戸市派遣職員4名、神戸市OB20名(内役員3名)が在籍しており、神戸市職員の天下り先となっている。神戸市の税金で丸抱えとなっている外郭団体が、神戸市との関係が不透明であるといわれている港島関連諸団体を優遇する事業を展開すること自体が問い返されなくてはならない。

以上のことから、神戸市みなと総局が事業要請を行い、(株)OMこうべが実施している「港島けんこうクラブ」事業についての巨額の支出金は違法とは言えないにしても説明がつかない不当な支出であるといえる。

(8) 選挙関連業務について

神戸市中央区選挙管理委員会は、平成27年度の市議会議員選挙・県議会議員選挙公報配布手数料として、「港島ふれあいセンター」(会長 安田登氏、構成員、会長1名、民生委員5名、他2名)に対して、116,235円を支出し、平成28年度の参議院議員選挙公報配布手数料として「港島福祉協力会」(会長 安田登氏、構成員、会長1名、民生委員5名、他2名)に対して、116,235円を支出している。

【違法支出 ⑪】

- ① 「港島ふれあいセンター」および「港島福祉協力会」がどのような団体であるかについて中央区に問い合わせたが、規約・構成員・活動実態について明確な回答は得られなかった。辛うじて、構成員の人数がそれぞれ8名であることが判明した。
- ② 実際の、選挙公報の配布事務は、この8名が担当したのではなく、各自治会の役員等が配布作業にあたったものと思われる。中央区選挙管理委員会から支出された平成27年度、平成28年度各116,235円がどのように支出されたのか、配布作業に当たられた方々に手数料として支給されたどうかについて、実績報告も領収書等もなく、公金の支出の履行確認がなされないまま、渡しっきりの状態になっている。

以上のことから平成27年度、平成28年度の選挙公報配布手数料として、支出された232,470円については、公金の適正な履行確認がなされていない支出であり、いずれも違法な支出である。

(9) 公園管理業務について

神戸市各局は、港島にある公園の管理業務について以下の支出を行っている。

(平成27年度)

- | | | | |
|---|-------|---|-------------------|
| ① | 建設局 | まちの美緑花ボランティア補助として、
港島東児童公園管理会に | 133,000円 |
| | | を支出 | |
| ② | みなと総局 | 公園等の管理に関する協定【ポートアイランド南公園】
に基づき、港島東児童公園管理会に | 2,400,000円 |
| | | を支出 | |
| ③ | 中央区 | 市民花壇育成補助金（港島ふれあいセンター）として
港島ふれあいセンターに | 15,000円 |
| | | を支出 | |
| ④ | 中央区 | 市民花壇育成補助金（港島東児童公園）として
東児童公園管理委員会に | 15,000円 |
| | | を支出 | |
| | | <u>平成27年度支出総計</u> | <u>2,563,000円</u> |

(平成28年度)

- | | | | |
|---|-------|---|------------|
| ① | 建設局 | まちの美緑花ボランティア補助として、
港島東児童公園管理会に | 133,000円 |
| | | を支出 | |
| ② | みなと総局 | 公園等の管理に関する協定【ポートアイランド南公園】
に基づき、港島東児童公園管理会に | 2,400,000円 |
| | | を支出 | |
| ③ | 中央区 | 市民花壇育成補助金（港島ふれあいセンター）として
港島ふれあいセンターに | 15,000円 |

を支出		
④ 中央区	市民花壇育成補助金（港島東児童公園）として 東児童公園管理委員会に	15,000円
を支出		
	平成28年度支出総計	2,563,000円

【違法支出 ⑫】

- ① 平成27年度及び平成28年度に、港島東児童公園管理会、東児童公園管理委員会、港島ふれあいセンターに対して、総額5,126,000円の補助金等が支出されているが、いずれの団体も会長は安田登氏である。
- ② 実際に、管理運営業務を担っている人々が誰であるか、どのような形で管理運営に係る補助金が執行され、事業報告書、収支決算書、領収書等の支出を確認できる資料について、神戸市の各部局は適正な履行確認を行っておらず、そのような資料の提出を求めていることから、支出された公金の適正性は確保されていない。

以上のことから、港島の公園に対する建設局、みなと総局、中央区が港島東児童公園管理会、東児童公園管理委員会、港島ふれあいセンターに対して、平成27年度及び平成28年度に支出された5,126,000円の公金の支出は違法な支出である。

(10) その他の支出について

神戸市の各部局は港島関連団体に対して、以下の支出を行っている。

(平成27年度)

- | | | |
|-------|--------------------------------------|----------|
| ① 中央区 | 港島「敬老のつどい」補助として、
港島福祉協力会に | 200,000円 |
| を支出 | | |
| ② 中央区 | 港島「クリスマスコンサート」補助として
港島福祉協力会に | 150,000円 |
| を支出 | | |
| ③ 中央区 | 広報 KOBE・区民広報紙の配布業務手数料として
港島福祉協力会に | 652,764円 |

を支出			
④	中央区	地域福祉センター指定管理料として 港島福祉協力会に	1,334,400円
を支出			
⑤	中央区	ふれあいのまちづくり活動助成として 港島福祉協力会に	1,060,000円
を支出			
⑥	消防局	防災コミュニティ育成事業助成として 港島自治連合協議会に	140,000円
を支出			
⑦	住宅都市局	第25回港島たそがれコンサートに交際費として 港島自治連合協議会に	20,000円
を支出			
⑧	住宅都市局	港島新年祝賀交歓会に交際費として 港島自治連合協議会に	20,000円
を支出			
		平成27年度支出総計	3,577,164円

(平成28年度)

①	中央区	港島「たなばたコンサート」補助として 港島福祉協力会に	300,000円
を支出			
②	中央区	港島「敬老のつどい」補助として 港島福祉協力会に	200,000円
を支出			
③	中央区	港島「クリスマスコンサート」補助として 港島福祉協力会に	150,000円
を支出			

④	中央区	広報 KOBE・区民広報紙の配布業務手数料として 港島福祉協力会に	652,764円
	を支出		
⑤	中央区	地域福祉センター指定管理料として 港島福祉協力会に	1,334,400円
	を支出		
⑥	中央区	ふれあいのまちづくり活動助成として 港島福祉協力会に	1,060,000円
	を支出		
⑦	消防局	防災コミュニティ育成事業助成として 港島自治連合協議会に	140,000円
	を支出		
⑧	住宅都市局	第26回港島たそがれコンサートに交際費として 港島自治連合協議会に	20,000円
	を支出		
⑨	住宅都市局	港島新年祝賀交歓会の交際費として 港島自治連合協議会に	15,000円
	を支出		
		<u>平成28年度支出総計</u>	<u>3,872,164円</u>

【違法支出 ⑬】

- ① 平成27年度、平成28年度だけで、総額7,449,328円が港島自治連合協議会、港島福祉協力会に補助金、助成金、手数料、交際費等の名目で支出されている。
- ② 広報 KOBE・区民広報紙の配布業務手数料については、配布戸数が8,000戸近くあるので、多額になっているが、受託者（実際に配布する方）が誰であるのかは不明であり、手数料の適正な履行確認は行われていない。
- ③ 地域福祉センター指定管理料
平成27年度港島地域福祉センター（指定管理）決算報告でも、すで

に多額の補助金が支出されている港島たそがれコンサートや、分担金が支出されている港島ミニマラソン準備等の内容が書かれており、地域活動支援という名目で、港島福祉協力会に対して神戸市から2重3重に公金が支出されている実態が明らかであり、違法な支出である。

- ④ ふれあいのまちづくり活動助成については、各種交流事業（200,000×5事業＝1,000,000円）と記載されているが、クリスマスコンサートなどはすでに中央区から補助金の支出がなされており、2重計上されている。たなばたコンサートについても補助金の支出がなされており、2重計上が常態化している。その他の事業についても、200,000円の内訳は全くなく、適正な支出とは認めがたいものである。さらに、他地域のふれあいのまちづくり活動助成金は10万円台であることから、港島福祉協力会への補助金が突出していることも問題である。
- ⑤ 防災コミュニティ育成事業についても、防災ポスターの配布等の内容であり、港島自治連合協議会への渡しっきりの補助金であることから、適正な履行確認ができない支出である。
- ⑥ 交際費の支出として計上されているものは、港島自治連合協議会の新年交歓会に出席し、ポートピアホテルでの飲食を伴うものであり、一自治会に対する支出としては常軌を逸したものであり、違法な支出といわざるを得ない。また、中央区から多額の支出を行いポートピアホテルで実施されている港島たそがれコンサートに神戸市の幹部職員が交際費を支出し出席することも2重の公金支出となり、正当性を担保できない違法な支出である。

以上のことから平成27年度及び平成28年度に港島自治連合協議会、港島福祉協力会に対して支出された約750万円もの公金はいずれも公平性、妥当性を欠き、透明性を担保できない支出であることから違法な支出であることは明らかである。

3 港島関連諸団体を巡る違法・不当な補助金問題の背景について

- ① ポートアイランドは神戸市が1960年～80年度にかけて、神戸港沖に約5500億円をかけて造成した443ヘクタールの人工島で、1980年3月に街開きした。1984年に自治会組織・港島自治連合協議会を設立して以来、安田登氏が会長として地域の様々な問題に関わってきた。
- ② 神戸空港、医療産業都市、大学施設、大規模商業施設の開設、大阪湾岸

道路西伸など、神戸市と港島自治連合協議会との話し合い、地元の承認の確保等の機会が増加するにつれて安田登氏に権限が集中する仕組みが構築されてきたものと思われる。

- ③ 神戸市は長年の間に、みなと総局、中央区をはじめ神戸市の各部局や外郭団体OMこうべ・中央区社会福祉協議会等と港島関連団体（港島自治連合協議会・港島福祉協力会・港島ふれあいセンター、港島東児童公園管理会・東児童公園管理委員会・神戸市立港島学校施設開放運営委員会・【神戸マラソン・港島ミニマラソン実行委員会】・港島けんこうクラブ等*その全ての代表に安田登氏が就いている）との間に、他の自治会等の団体とは異なった関係性を生み出して来たものと思われる。
- ④ 上記の、多くの補助金・委託料・指定管理料・助成金において、要綱や規則等のルールを無視した特例扱い、法令に基づかない決裁等によって、年間1億5000万円にもものぼる公金等が特定の人物が関わる港島関連団体に支出され続けてきているのは、神戸市各部局・外郭団体等との特殊な関係性が背景にあるものと思われる。
- ⑤ ほとんど全ての事業において、神戸市各局・外郭団体等は港島関連団体に支出された公金等の履行確認、事業完了報告、収支決算報告、契約書・領収書等の提出等について厳正な対応を行わず、法令に基づいた公金の適正な執行について確認を放棄している。行財政局が取りまとめた「港島関連団体に関する補助金等に係る調査結果報告」において、港島関連団体への聴き取り、調査等を一切行わないまま、全て行政の事務的なミスであったという誰も納得しない説明で、神戸市と港島関連団体との間の長年にわたるしがらみや癒着構造に触れないまま幕引きを図ろうとしている。
- ⑥ 神戸市立「港島学園」を巡っては、平成27年10月に開催された「第25回港島たそがれコンサート・第4回港島学園音楽祭」をめぐって、安田登氏が「港島学園」に不当介入した問題では、神戸市教育委員会は、安田登氏の言動や行為について、神戸市のコンプライアンス条例に基づく不当要求と判断し、平成28年12月、安田登氏による港島学園と港島幼稚園への立ち入り禁止することなどを決定し、教育長名で安田登氏に文書を送付した。それまでも、安田登氏は学校運営や地元の「港島自治連合協議会」との意見の食い違いなどを度々指摘し、管理職に「わび状」を書かせる等の不当介入を続けていたとの報道もある。
- ⑦ 中央区役所の元部長は数年前、安田登氏から民生委員協議会の分担金を巡って争いが起こり、もみ合いになる等で110番通報するなどの事実があった。数日後、上司から会長あての「わび状」を書くよう命じられ、「市民に公平・平等に接するべき公務員に、組織ぐるみで特定の人物を特別扱

いさせる役所に嫌気が差した」と定年前に退職した。2015年には、安田登氏の関連団体への補助金支出のあり方や、神戸市との関係を問題視する文書「港島自連協に係る現状について」を作成し、岡口憲義副市長に報告した。安田登氏が特定の区役所職員の異動を強く要請したり、各局が港島ふれあいセンター等に支出している補助金や指定管理料等が把握できる状況になかったりする問題を報告。「会長との関係が継続される場合、少なくとも区政運営には責任が持てない状況」であるとしている。

その上で、港島の地域団体と行政との健全な関係を回復するため、金銭の流れを明確にし、支出内容や手続きを検証すべきと指摘。市の各局と区役所、外郭団体で、補助や委託の内容と手続きをコンプライアンス上の観点や他地域の状況と比較して調べるよう求める文書も作成していた。

- ⑧ 「神戸市の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例」（コンプライアンス条例）に規定されている不当要求行為に該当する様々な事実を指摘し、問題解決の方策を記した文書を受領した岡口副市長は、当該文書を「私的文書」とし、問題が発覚するまで市長にも報告せず、隠蔽ないし握りつぶし、問題解決の対策を講じることはなかった。

議会でも、一貫して安田登氏からの不当要求はないとの答弁を繰り返し、神戸市の組織として、港島関連団体と神戸市各局の不正常な関係や長年にわたる癒着構造を認めないという姿勢を取り続けている。

- ⑨ 通常は、自らの間違いを認めない行政が、なぜか安田登氏に対してだけは驚くべき早さで、関係部局の責任者たちが「迷惑をかけて申し訳ありませんでした。会長は全く悪くありませんでした。」という内容の文書を作成し、港島自治連合協議会の住民に配布している。

・平成29年3月17日 港島学校園施設開放運営委員会

会長 安田 登 様

教育委員会事務局 社会教育部長 日下 優

「港島学校園施設開放事業の補助金等に関する調査結果について」

・平成29年3月28日 港島自治連合協議会 各位

神戸みなと総局 局長 吉井真

「補助金等の適切な執行の点検について」（みなと総局関連分）

・平成29年3月29日 港島福祉協力会 会長 安田 登 様

神戸市中央区長 田上 勝清

「港島地域福祉センターの管理運営について」（ご報告）

・平成29年3月30日 港島自治連合協議会 各位 港島高齢者対策委員 各位

保険福祉局長 三木 孝

「港島高齢者対策委員会の会計処理について」

- ・平成29年3月30日 港島福祉協力会 会長 安田 登 様
神戸市こども家庭局 こども企画育成部長 山本 泰生

「港島児童館の管理運営について」

- ・平成29年3月31日 港島にお住まいの皆様へ
神戸市みなと総局長 吉井 誠
(株) OMこうべ代表取締役 山本朋廣

「港島ふれあいセンターと港島けんこうクラブの運営体制について」

- ⑩ 「会長自身に一切の不正はなく、全て神戸市のミスであった」とする大量の文書を神戸市の各部局が出すことで、神戸市と港島関連団体にどのような関係や癒着があったのかという問題の闇に蓋をしようとしていることは明らかである。

安田 登氏は、平成29年3月31までに、港島関連団体の全ての役職を辞任し児童館や地域福祉センターの管理運営を受託していた事業から退く意向を神戸市に伝えた。

しかし、そのことで港島関連団体と神戸市を巡る多くの問題が解決した訳ではなく、追及すべき神戸市の闇の深さがより明らかになったというべきである。

第2 求める措置

- (1) 神戸市や外郭団体が港島関連団体に対して行なった違法・不当な巨額の補助金等の支出に関わった神戸市長・所管局室区の担当者等は連帯してその損害を補填する措置を講じること。
- (2) 港島関連団体に対して適正な履行が確認できない補助金等の返還を求める措置を講じること。
- (3) 神戸市及び外郭団体と港島関連団体との長年にわたる癒着構造を明らかにし、公平性・平等性・透明性が確保できる神戸市の組織風土を確立する措置を講じること

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求する。

平成29年5月18日

神戸市監査委員 殿

請求人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

請求人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

職 業 _____

第3

事 実 証 明 書

- (1) 神戸新聞 2017年(平成29年)5月2日 朝刊 1面
- (2) 神戸新聞 2017年(平成29年)5月2日 朝刊 25面
- (3) 港島関連団体に関する補助金等に係る調査結果報告
平成29年3月17日 行財政局
- (4) 港島学校園施設開放事業の補助金等に関する調査結果報告
平成29年3月17日 神戸市教育委員会
- (5) 港島関連団体に関する補助金等に係る調査結果報告について
(追加) 平成28年度、平成27年度
- (6) 神戸新聞 NEXT 【2017/3/17】
「神戸・不明朗補助金『不正請求ない 事務のミス』市一問一答
- (7) 神戸市立学校施設開放事業要綱
- (8) 別表(第5条関係) 指定管理料 港島児童館
- (9) 神戸市立幼稚園園庭開放事業(幼児のひろば) 要綱
- (10) 港島学校園 補助金内訳
- (11) 神戸新聞 NEXT 【2017/3/15】
「施設運営費6000万円 補助金の支出突出 神戸」
- (12) 平成28年度 第26回港島たそがれコンサート・第5回音楽祭経
費の支出
- (13) 物品購入発注書(会場施設利用料及びリハーサル等費用一式)
- (14) 平成27年度 神戸マラソン・港島ミニマラソン 収支計画書
- (15) 平成27年度 神戸マラソン・港島ミニマラソン 実績報告書
- (16) 神戸新聞 NEXT 【2017/3/17】
「神戸・不明朗補助金 ポーアイのジムに年7千万円」
- (17) 平成24年度 中央区ふれあいのまちづくり助成対象事業一覧
- (18) 神戸新聞 NEXT 【2017/2/23】
「神戸市から不明朗補助金 自治会長、学校出入り禁止に 市教委
【行事で不当要求】
- (19) 神戸新聞 NEXT 【2017/2/26】
「神戸『港島学園』 自治会長 再三運営介入か 方針に不満 校長
らが謝罪文」
- (20) 神戸新聞 NEXT 【2017/3/8】
「神戸市元幹部『どうかつ受けた』市政介入問題

- (2 1) 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例
- (2 2) 神戸市議会会議録 平成29年第1回定例会市会(2月議会)
(第6日) 25頁~36頁(今井まさこ議員の質疑部分)
- (2 3) 神戸新聞 NEXT【2017/3/7】
「神戸・不明朗補助金『お願いしたことない』会長一問一答
- (2 4) 神戸新聞 NEXT【2017/3/31】
「不明朗補助金 男性会長が役職辞任し委託業務撤退」
- (2 5) 神戸市行財政局作成資料「港島関連団体に関する補助金等に係る
調査結果(根拠資料・参考資料一覧)」